

Title	地理関係科目における主権者教育の新地平 : とくに 中学校地理的分野を中心に
Author(s)	堤, 研二
Citation	待兼山論叢. 日本学篇. 2017, 51, p. 21-38
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/71406
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

地理関係科目における主権者教育の新地平

——とくに中学校地理的分野を中心に——

堤 研 二

キーワード：社会科地理／中学校地理的分野／主権者教育／学習指導要領／指導法

第1章 はじめに：本稿における問題の所在

本稿は中学校の授業科目としての「社会科地理的分野」や高等学校の地理歴史科における「地理」について、とくに前者における「主権者教育」の目的と課題を整理し、地理関係科目における主権者教育の可能性について検討するものである。また、「学習指導要領」との関係における主権者教育の性格に関する検討も行う。さらに、本稿筆者が自ら実施した、中学校における主権者教育関係の授業に関する報告と、それをふまえた考察を付加する。

第2章 「学習指導要領」における地理関係科目と主権者教育の位置づけ

高等学校の世界史必修は1989（平成元）年に告示され、1994（平成6）年から実施されてきた。この世界史のみをとりわけ重視した必修制度は、日本史・地理その他の社会科関連科目の選択科目への転落という事態を招き、偏った社会科教育を長い年月にわたって実践せざるを得ない結果となって現在に至っている。この問題状況に対し、当初から地理学界においては事態の打開を求める声が強かったが、2018（平成30）年に公開予定の高等学校の「学習指導要領」の地理歴史科関係の方針では、「地理総合」・「歴史総合」を必修科目とし、「地理探究」、「日本史探究」、「世界史探究」を選択履修科目とすることになった。この制度は、2022（平成34）年度以降の年次進行での

実施となるが、早い実施の場合であっても、最短でも28年間（1994年度～2021年度）の長きにわたって、前記の「地理の選択科目への転落」状況が続く次第となっている。

以前、地理が必修科目であった頃には、小学校の社会科では身近な地域のことを中心に学び、中学校の社会科地理的分野では世界地誌の概要を学習しつつ、日本地誌を中心に学ぶこととなり、さらに高等学校の地理、とくに、授業単位（時間）数の多い地理Bでは世界地誌を中心としながら、日本地誌も学習するというスタイルであった。つまり、小学校から高等学校における地理教育では、地誌教育に重点を置いて、身近な地域～日本～世界に至る地誌について学ぶという学習段階が設定されていた。ついでに言えば、大学の地理教育に関しては、系統地理学が重視されるスタイルとなっており、「地誌」という文言を科目名に有する授業はかなり少ない形となっている。

2017（平成29）年3月に改訂された「学習指導要領」では、とくに幼稚園から中学校までの教育課程に関して詳細な方針を提示しているが、「主体的・対話的で深い学び」を重視しており、実践性や社会との繋がりを強く意識したものとなっている。また、そこでは「主権者教育、消費者教育、防災・安全教育」の充実も謳われており¹⁾、本稿の焦点である主権者教育の学びを意識した教育展開が期待されることとなる。

本稿執筆時においては高等学校に関する新たな「学習指導要領」の詳細は公開されていないが、主権者教育の重視は盛り込まれるものと考えられる。なぜならば、文部科学省は2015（平成27）年11月に、文部科学副大臣を主査とする、「主権者教育の推進に関する検討チーム」を創設し、「主権者として求められる資質・能力を育むために必要な取組の検討を進めてきた。」のであり、高等学校における主権者教育の実態調査も行っていて、多くの高等学校ですでに主権者教育への取り組みがなされているとの結果を公表している²⁾。ただし、その調査においては政治参加を主題とした主権者教育を取り上げており、この段階での主権者教育の中心題材として、政治参加、とくに18歳以上への選挙権の付与の実現に関連しての動きが背景にあった。とも

あれ、主権者教育の多くが投票行動をにらんだものとして捉えられている感がある一方で、社会科関係科目において行われる主権者教育の在り方は多種多様なものが考えられる。

したがって、本稿の以下の章では、主権者教育がどのように扱われてきたのか、また、地理関係科目における主権者教育の可能性について考察してみることとする。

第3章 主権者教育の定義と課題

本章では、主権者教育の定義と課題について、先行研究の整理を通じて概観してみる。具体的には、概論的・レビュー的な研究、各論的な研究、応用的な研究に三大別して以下に記述する。

黒川（2016）は、主権者教育をシティズンシップ教育の一部であるとし、「『主権者教育』は、このシティズンシップ教育の中心をなす、市民と政治との関わりについて扱う教育である」と定義している（p.1）。この定義のとおり、主権者教育を取り扱った研究では、選挙・投票行動や政治参加に関するものが多いのであるが、一方で、広くシティズンシップ教育を主権者教育として取り上げているものや、実際の授業における教授法を対象とした研究も少なからず行われている。子安・久保田（2000）は、1950年代末から展開された「主権者教育論」の初期の状況に焦点を当てて、主権者育成に果たした意義を認めつつも、在日外国人に関する視野が欠如していたことなどの問題点を挙げた。また、時津（2011）は1970年代までの「政治の季節」を対象とした分析を行っており、戦後民主主義の理想を重視した時代から民主主義が虚構と化す時代へのプロセスの中で、永井憲一が提唱した主権者教育に関する議論の意義を反芻した。戦後の主権者教育をめぐる諸議論を通じて、我々はその奥の深さをかみしめつつ、単なる選挙民育成にとどまらない主権者教育の展開に心を砕くべきであろう。

ここで次に、各論的な事項を対象とした研究について検討しておきたい。

選挙・投票行動や政治参加に関する研究としては、裁判員制度を対象とした木幡（2008）があるが、2010年代半ば以降に、選挙・投票行動などについての研究が急増している。岡田（2016）は法教育としての主権者教育の意義について考究しており、桑原（2016）は実践的なまちづくりとそれを実現するための施策・政策を考えるワークショップ型の教育実践の成果を紹介している。隅田（2016）は中学校と高等学校における授業で模擬選挙を行い、日頃からの社会的関心の喚起と副教材の重要性を説いている。笠原（2017）と竹内（2017）は、選挙行動や政治参加に関わる主権者教育の展開において、内容・題材・教材・教授法などにおける政治的中立性の問題を取り上げている。主権者教育は、政治的に偏ることなく実施されることが求められており、多種多様な意見に目配りをしながら、政治教育として展開されることが重視されているのである。藤井（2016）は主権者教育における、定義・教材や授業実践の諸問題に言及している。そこでは、教育・授業現場における生徒間の議論が低調な場合に、教員が議論展開を促す為に意見を投げかけることも場合によっては必要となることについて述べている。この点で、教員は政治的な中立性や意見の多様性に配慮しつつ、いわば、「ファシリテーター」としての役割を果たすことも場面により必要となると言えよう。

シティズンシップ教育は主権者教育を包含するという、黒川（2016）の説を先に紹介した。この点で、シティズンシップ教育に関する議論もレビューしておく必要がある。迫・小原・草原（2016）はグローバル・シティズンシップを養うための授業として、中学校生徒にロールプレイをさせる形で地域創生をテーマとした学習を行った。そこでは、価値観の異なる者同士の意見調整や、将来を見据えた地域問題へのまなごしを育てる配慮をすることで、その先のグローバルな視点へとつながる資質を育成することが企図された。福島（2016）はフランスの事例を紹介し、具体的・実践的で時には論争的にもなる小学校・中学校・高等学校でのシティズンシップ教育の授業の状況が、生徒の議論を通じた意見醸成を促す点などで日本とは異なる側面があること、また、ムスリムを対象とした「ブルカ禁止法」とシティズンシッ

ブ教育との関係において、社会的亀裂（または「ソーシャル・エクスクルージョン」とでも言うべきか）を生む契機をはらんでいることを指摘している。橋崎（2016）は、欧州評議会が展開している「CLEAR プロジェクト」を対象として、シティズンシップ教育における多様なアイデンティティの尊重に関しての概念学習の実際と課題をまとめており、共生世界構築への努力に焦点を当てている。田近・佐藤・浦野・小池（2016）では、秋田県内の高等学校2校を対象にした調査で、生徒たちが生徒会やクラブを通じて様々な体験活動を行い、交通安全やインターンシップに関わる活動によって地域社会との関係が構築されて、シティズンシップを身につけていった過程が紹介されている。杉岡（2016）の研究は、高等教育におけるシティズンシップ教育に関するものであるが、中等教育と高等教育におけるシティズンシップ教育の連携と差別化の必要性や、選挙権年齢のさらなる引き下げ・成人年齢その他法律での年齢事項の変更に対応していくことの検討の重要性が主張されている点で秀逸である。吉村・桑原（2015）はアクティブ・ラーニング的なシティズンシップ教育の視点から、市民活動を軸とした法律作成をテーマに据えた授業指導案を提示している点で、興味深い。また、吉村（2015）は法教育としてシティズンシップ教育・主権者教育を位置づけることで、法教育の効果的普及につながることを提唱している。藤原（2008）は小学校～中学校における市民的資質・能力（コンピテンシー）を高めるための授業を意識した授業案・計画を提示している。さらに橋崎（2015）は、社会構成主義的視点からの授業展開に言及し、多様性の尊重・普遍性の担保を目指す授業実践案を示している。これらの研究は、実践性・実現性を強く意識したものとして評価できよう。

橋崎（2014）は、欧州評議会の小学校～高等学校向けのシティズンシップ教育カリキュラムを検討し、人権条約の理念に基づいて、共同体構成員としての意識の醸成、異なる意見から合意形成に至る過程の重視、社会参加への導線を考察している。そこでは、当該カリキュラムにおけるシティズンシップ教育の連続性に注目し、長いスパンでの主権者教育において民主的共同体

の形成を最終目標とした取り組みがクローズ・アップされていた。小学校～高等学校までの一貫性を重視した主権者教育の在り方について議論をした先駆的な研究に、西村（1993）がある。その研究では、国際化対応としての社会科カリキュラムの重要性も指摘されている。

さて、本稿で焦点を当てたい地理関係科目における主権者教育を検討した研究事例は、さほど数が多くない。ここでは一例を挙げておく。山口県の高등학교教員である蒼下（2016）は、国や県からの通達にあるように、『『国民主権』や『選挙』にのみ特化した教育ではなく、社会に生きる市民として必要な力と資質を育むこと』の重要性を指摘し（p.4）、「地理の場合は、政治制度や選挙そのものを教材として扱うことはそう多くはないが、実際の社会で発生している様々な諸事象（諸課題を含む）を事例に、『なぜそのようなのか』『どうしてそこで発生したのか』『なぜ他の地域とは事情が異なるのか』を、地図や統計・写真などの資料をもとに、具体的に考察する中で、論理的な思考力を鍛えていくことができる」としている（p.5）。

相対的に見て応用的な先行研究もいくつか存在している。齊藤（2015）は生徒の社会経済的状況に対応して、社会保障・雇用・貧困などを考えさせるような、主権者教育の授業モデルを勘案している。田淵（2016）は生徒に経験を通じて民主主義を学習させるという趣旨に基づき、子ども集団の意志決定過程における指導の在り方についてレビューを行っている。筒井（2016）は、定時制高等学校における参政権・政治参加をテーマにした主権者教育の授業事例を紹介し、当該校で学習支援に携わる大学生による生徒との協働学習のケースに検討をくわえている。授業の結果、参政権などについての理解が深まり、考えて行動することが生徒たちに意識されたのみならず、大学生の側にもファシリテートに関与する好機となったのであった。なお、与那嶺（2015）は、中学生の主権者教育に支援者として携わった大学生たちの側の学びに着目したものであり、教えをサポートする側も学ぶことになるという視点を提示している。栗林・松原・松原・和田・水内（2016）は知的障害のある特別支援学校高等部の生徒を対象とした、選挙に関する主権者教育の

授業の実践報告である。この授業を通じて、選挙権のない生徒も選挙に関心を持つに至ったという成果を得たが、一方で選挙の意味や投票の方法や政党の公約の理解にはさらなる工夫が必要であるという、課題が明らかとなった。和田・水内（2016）は、全国の国立大学法人附属の特別支援学校を対象とした、主権者教育に関するアンケート調査の結果を分析したものである。その結果、9割以上の学校で主権者教育の重要性が認識されており、教材の充実・保護者の啓発・他機関との連携などが課題として挙げられた。

以上、駆け足で主権者教育の先行研究について概観してきたが、前述のように、地理関係科目に関する主権者教育の研究事例は多くはない。しかしながら、地理関係科目が主権者教育に関して貢献できる点は様々に考えられよう。そこで、次章では本稿筆者が実際に中学生を対象として行った授業実践について述べ、考察をくわえたい。

第4章 中学校地理における主権者教育：授業実践からの考察

本稿筆者は、地理教育における主権者教育の可能性を考察するために、2016（平成28）年12月12日に関東地方のA県B市立C中学校において、4クラスで1コマずつ、合計4コマの授業を実施した。授業のテーマは、「人口の減少と地域・社会：過疎地域の例から人口減少社会のことを考えてみよう（主権者教育の視点による）」であった。C中学校は2016（平成28）年度のB市における主権者教育開発のモデル校となっている。改正公職選挙法が施行され、選挙権年齢が18歳に引き下げられたことをふまえ、その年齢まで数年あるかたちとなる中学生のうちから本格的な主権者教育を為すべきことを鑑みて、同校における主権者教育の授業では、模擬選挙・模擬裁判員裁判・複数回の出前授業等が実施された。このうち、本稿筆者による授業は出前授業の一部として、中学3年生を対象に実施されたものである。

つぎに、当該授業の概要についてふれておこう。まず、授業の目的として、以下の4点を掲げた。

- ①人口減少と高齢化が進んだ過疎地域について学ぶこと。
- ②過疎地域の事例から、人口減少問題を考えること。
- ③地域生活と共生について考えること。
- ④将来の社会の変化に関して、主権者として自分たちにできることを考えること。

ついで、日本の過疎地域と過疎問題の概要について、地図や統計を用いながら説明を行った（写真1）。



写真1 日本の過疎地域についての説明

つづいて、以下に記す具体的な四つの地域事例について紹介を行った。ただし、時間の都合上、各クラスで1事例のみの紹介にとどめた。配布資料には4事例を記載しておいた。

- ①地域連携教育：広島県庄原市西城町：廃校の可能性があった広島県立西城紫水高等学校が、中学校との教育連携を垂直軸の柱として展開しながら、水平軸における町や町内各組織からの協力・支援によって地域連携教育の核となり、廃校を免れた事例。

- ②地域生活・農業・伝統文化の維持：鳥根県雲南市木次町槻之屋：尾原ダムの建設によって水没・移転を余儀なくされ、人口も激減した集落が、農事組合法人と地縁による生活支援を行うNPOの2組織を立ち上げ、地域農業と集落内社会組織の再編成によって持続可能性を強化した事例。
- ③都市農村交流と新コミュニティ：徳島県三好市：徳島県の山間過疎地域出身の関西大都市圏在住者が生まれ故郷の活性化のために法人組織を立ち上げ、農園付きの小規模木造住宅団地を建設して都市住民を呼び込み、地域住民との交流と間伐材加工の活性化を達成した事例。
- ④山間地域の生活と農林業：鳥取県日野郡日南町：鳥取県の過疎山間地域において、日野川上流部の水源の森の保全、安全な水源の確保、林業関係の訓練、森林での教育や保養を考える為の森を環境林として設定した事例。

この地域事例の紹介の後に、日本全体が人口減少・高齢化の時代を迎えることに言及した。そして最終的に、身近な地域で起こるであろう現象などについて説明した（下記）。

- ・仕事の機会が減ることをどうしたらいいでしょうか？
- ・商店が減る中で日々の買い物をどうしたらいいでしょうか？
- ・近所から病院がなくなったらどうしますか？
- ・バスや電車の便数も減ります。
- ・交通を維持するために、運賃は上昇するでしょう。
- ・近所の小学校や中学校や高校が廃校になったらどうしますか？
- ・空き家だらけの街になったらどうしますか？
- ・地域の力、県の力、国の力が弱くなるのでは？
- ・日々の生活が、今とはちがうものになるでしょう。

本稿筆者による説明の最後では、「こうした人口減少の時代をどう生きていくのか、具体的な日々の生活のことから、国レベルでの産業や国民生活までの、多面的な視点からの対応・対策が必要になります。そうした中で、共生や助け合い、社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）が重要なヒントになるでしょう。」という説明文で締めくくった。

授業全体の流れは、約30分を以上の過疎地域・人口減少問題の解説にあて、残りの時間は複数の生徒から構成されたグループごとの協議を行い（写真2）、課題について考察させるというものであった。課題は以下の二つであった。

- ①人口減少の時代になりつつある中で、私たちにできることは何だろうか。
- ②そのために私たちはどのようなことを、学校や家庭や地域で学んでいくべきだろうか。



写真2 グループごとの協議

具体的に前記の課題を検討するために必要なヒントとして、以下の四つの

視点を掲げた。

- ①高齢化した家族の生活をどう支えるか
- ②使われなくなった施設の活用法
- ③高齢者とのコラボレーション活動、起業
- ④地域社会への参加

生徒たちのグループごとの協議の結果は書記役の生徒によってまとめられ、それを教室の前面に貼り出して、それらに対するコメントをくわえた（写真3）。



写真3 グループごとの協議結果へのコメント

また、生徒たちには、教科担当教員作成のワークシートが事前に配布され、自分の意見とグループの意見、さらには授業のふり返り（参加の度合いや考えたことについて）の記述が求められ、授業後に回収された。

回収されたワークシートの記述によれば、授業内容はやや難しかったものの、大方関心を持って話を聞くことができたという回答が得られた。地域や地域社会の問題を考える良い機会であったとも評価された。

第5章 おわりに：地理関係科目と主権者教育の新地平

本稿の最終章にあたり、授業実践の経験もふまえたうえで、主権者教育における地理関係科目の可能性について述べておきたい。

私たちは、町内会や自治会などを含む地域社会、市町村・都道府県等の行政体や自治体、選挙区、国など、種々様々な多重する地域空間の中で生活していかなければならない。解決すべき地域の課題に直面したり、地域の様々な事柄について調べたり、選挙区からより良い議員を選出したりすることになる。こうした自分の地域での生活や国民としての生活の他に、世界の国々について知り、海外の人々と交流する機会もありうる。したがって、様々な地域のことを知り、あるいは調べ、地域的な課題について考える機会は身近にある。これらの点で、地理関係科目は、主権者教育の一翼を十分に担うべき位置にある。

公職選挙法の改正によって、18歳人口に選挙権が与えられたことにより、その年齢に達する前の短くない期間で主権者教育を行う必要性が生じ、とくにその役割が社会科の各科目に期待されるに至っている。近年の主権者教育の高まりの背景に、この公職選挙法の改正があり、選挙・投票・政治参加をテーマとした主権者教育が盛んになってきているが、地理教育においてもこの種の教育へのコミットメントが求められている。しかしながら、地理関係科目における主権者教育への取り組みは端緒についたばかりの感があり、これからの活性化が待たれている状態であろう。

地理関係科目の主権者教育を実施するにあたってのチェック・ポイントを考えてみると、複数の項目が想起される。現段階での試みとして、5点にわたり以下に列挙しておく。

- ①目的：授業の目的は何か、何をどこまで理解させ、どのような力をつけるのか？

- ②対象項目：地理的な分野におけるどのような項目を対象とするのか？：
【例（順不同）】エネルギー、防災、交通、商店街活性化、地域計画、人口、労働・雇用、環境保護、平和、観光、文化、ネットワーク、外国人、歴史など。
- ③教材・資料：授業計画、地域統計、地域パンフレット、自治体史（誌）、その他書籍類、地図、空中写真、写真・映像・音声、プレゼンテーション資料、新聞・雑誌類、作業用紙・ワークシート、質問票（アンケート、聴き取り調査）など。
- ④授業の構成：計画、準備、事前調査、教員による説明・解説、生徒による協議・調査、調査結果の分析・まとめ、発表・報告、反省・改善など。
- ⑤生徒に能力・資質が求められる項目：段取り、資料検索・収集、調査のアポイントメント、読図・作図、統計分析、日本語、報告原稿・プレゼンテーション作成、コミュニケーション、リスク・マネジメント、スケジューリング、リスケジューリング、論理、判断、行動、リーダーシップ、フォロワーシップ、ファシリテーターシップなど。

繰り返しになるが、主権者教育は単に選挙や政治参加などのテーマに限定されるものではなかろう。地域や社会の課題を主権者として考え、行動する資質を養うために、地理関係科目の果たす役割は少なからずあるものと考えられる。地域の自然・文化・社会・政治・経済などの状況や変化を考察・分析し、問題を析出し、解決策を考える、というような一連のプロセスを主権者教育の視点から授業実践の現場に組み入れることは十分に可能であるし、行われるべきである。自然環境や人文社会に関する知識、地域の状況を分析する能力、問題を認識する能力や解決する能力、共生社会を構築する能力、多文化に関する理解力や寛容さなど、様々な面で地理関係科目が果たすと思われる役割は重大である。

さらに付言しておきたいのは、小学校から高等学校に至るまでの主権者教

育の一貫性を確保することと、社会科関係の各科目の連携的な視点のもとでの主権者教育のトータル・マネジメントである。主権者教育には実践的な課題解決を重視する側面があり、そのことによって生徒の学習のモチベーションを促進する可能性がある。地理関係科目に関して言えば、地域の様々な課題解決に向けての人間力養成のための契機となる授業展開が期待できる。選挙・政治参加以外の分野での主権者教育にあって、地理関係科目の果たしうる、また、果たすべき機能には意義があり、さらなる研究の余地を残している。その点で、地理関係科目は主権者教育における新地平開拓のフロントの位置にあると言えよう。

[付記]

本稿執筆に際して、大阪大学文学部において「社会科・地理歴史科教育法」を長く御担当頂いている河合保生先生（ノートルダム清心女子大学）には、様々な御教示を頂戴した。また、A県B市C中学校のT.T校長先生および教科担当教員のR.K先生には中学校における主権者教育の実践に関して多大な便宜を頂いた。山本一巴さんには先行研究の資料整理について御世話になった。ここに記して感謝申し上げます。

[注]

- 1) 以下のサイト参照。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/_icsFiles/afieldfile/2017/06/16/1384662_2.pdf(2017年9月3日閲覧)。
- 2) 以下のサイト参照。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shukensha/1388336.htm (2017年9月3日閲覧)。

[参考文献]

岡田順太(2015)「主権者教育と法教育：政治参加の模擬体験を通じて」、『白鷗法學』(白鷗大学)22巻1号、pp.149-171。

- 笠原一哉 (2017)「主権者教育における政治的中立性の確保に関する一考察：学校教育における新聞活用の課題を考える」、『四天王寺大学紀要』第 63 号、pp.139-156。
- 蒼下和敬 (2016)「主権者教育にどう向き合うか：教育活動全体における位置づけと地理」、『地理教育研究会会報』(地理教育研究会)504 号、pp.3-5。
- 栗林陸美・松原 健・松原香織・和田充紀・水内豊和 (2016)「知的障害特別支援学校高等部における主権者教育についての一試案：『そうだ、選挙に行こう!』の実践から」、『教育実践研究』(富山大学人間発達科学研究実践総合センター紀要)11 巻、pp.107-114。
- 黒川直秀 (2016)「主権者教育をめぐる状況」、『調査と情報』(国立国会図書館調査及び立法考査局文教科学技術課)第 389 号、P.15。
- 桑原敏典 (2016)「まちづくりを通して学ぶ主権者教育プログラムの開発：ワークショップを取り入れた参加型学習の実践を通して」、『研究集録』(岡山大学大学院教育学研究科)第 163 号、pp.49-58。
- 子安潤・久保田貢 (2000)「初期『主権者教育論』の研究」、『愛知教育大学教育実践総合センター紀要』3 巻、pp.9-16。
- 木幡洋子 (2008)「陪審法と裁判員制度：民主主義国家と主権者教育保障への架橋としての裁判員制度」、『社会福祉研究』(愛知県立大学)10 巻、pp.13-22。
- 斉藤仁一朗 (2015)「生徒の社会経済的状況に応じた社会科授業モデルの開発：主権者教育としての前提条件の変化に注目して」、『東北大学大学院教育学研究科研究年報』、64 巻 1 号、pp.179-195。
- 迫真也・小原友行・草原和博 (2016)「グローバルシティズンシップを育む社会科授業の開発：ロールプレイの活用によって価値判断する地方自治の学習を通じて」、『中学教育：研究紀要』(広島大学附属東雲中学校)47 巻、pp.15-21。
- 杉岡秀紀 (2016)「わが国の高等教育におけるシティズンシップ教育の必要性和実際」、『京都府立大学学術報告：公共政策』8 巻、pp.129-144。
- 隅田久文 (2016)「主権者教育の一環としての模擬選挙の実施」、『名古屋大学教育学部附属中・高等学校紀要』第 61 集、pp.145-148。
- 竹内俊子 (2017)「『政治教育』と主権者教育：『18 歳選挙権』の制度化を契機として」、『修道法学』(広島修道大学)39 巻 2 号、pp.179-203。
- 田近峻・佐藤修司・浦野弘・小池孝範 (2016)「開かれた学校づくりにおけるシティズンシップ教育の研究：秋田の高校生徒会・クラブ活動の分析から」、『秋田大学教育文化学部教育実践研究紀要』(秋田大学教育文化学部附属教育実践研究支援センター)第 38 号、pp.165-174。
- 田淵久美子 (2016)「学校における民主的集団形成の指導論：子ども集団の意志決定

- に着目して」、『活水論文集：健康生活学部編』(活水女子大学)第59集、pp.37-50。
- 筒井美紀(2016)「公立高校定時制課程における『人間と社会』の時間を活用した主権者教育の実践：大学生との協働学習をふり返る」、『生涯学習とキャリアデザイン』(法政大学キャリアデザイン学会)14巻1号、pp.115-127。
- 時津啓(2011)「『国民の教育権』論の展開とその教育学的含意：主権者教育権論を中心に」、『広島文化学園大学学芸学部紀要』1巻、pp.63-73。
- 西村公孝(1993)「新社会科カリキュラムにおける一貫性の課題と実践：政治の国際化へ向けての主権者教育の試み」、『社会科教育論叢』(全国社会科教育学会)第40集(<特集>社会科カリキュラムの新しい展開)、pp.59-70。
- 橋崎頼子(2014)「人権を基礎におくシティズンシップ教育カリキュラム：欧州評議会の小・中・高段階の教師用指導書の連続性に着目して」、『教育実践開発研究センター研究紀要』(奈良教育大学教育実践開発研究センター)第23巻、pp.111-119。
- 橋崎頼子(2015)「『多様性の尊重』と『普遍性の担保』をめざすシティズンシップ教育の教授学習過程：欧州評議会の教師用資料の分析を通して」、『次世代教員養成センター研究紀要』(奈良教育大学次世代教員養成センター)第1巻、pp.189-197。
- 橋崎頼子(2016)「シティズンシップ教育における多様なアイデンティティ尊重のための概念学習：欧州評議会のCLEARプロジェクトを通して」、『次世代教員養成センター研究紀要』(奈良教育大学次世代教員養成センター)第2巻、pp.167-175。
- 福島都茂子(2016)「フランスのシティズンシップ教育の展開と現状：政治的シティズンシップ教育と民主主義の実践」、『社会科学研究年報』(龍谷大学社会科学研究所)46巻、pp.41-52。
- 藤井剛(2016)「主権者教育の諸問題」、『明治大学教職課程年報』(明治大学教育実習指導室)38号、pp.91-102。
- 藤原孝章(2008)「日本におけるシティズンシップ教育の可能性：試行的実践の検証を通して」、『同志社女子大学学術研究年報』第59巻、pp.86-106。
- 山本英弘(2017)「政治的社会化研究からみた主権者教育」、『山形大学紀要：教育学』第16巻4号、pp.21-40。
- 吉村朋代(2015)「新しい公民科目と『法教育』：主権者教育・シティズンシップ教育との関係と課題」、『教育論叢』(広島国際大学心理科学部教職教室)7号、pp.35-54。
- 吉村朋代・桑原萌子(2015)「シティズンシップを身につける主権者教育・法教育：政治参加を学ぶための学習指導案例」、『教育論叢』(広島国際大学心理科学部教

職教室)7号、pp.55-64。

与那嶺匠 (2015) 「シティズンシップ教育における支援者にとっての『学び』」、『琉球大学生涯学習教育研究センター研究紀要：生涯学習フォーラム』、9号、pp.49-62。

和田充紀・水内豊和 (2016) 「知的障害特別支援学校における主権者教育に関する現状と課題：全国国立大学附属特別支援学校を対象とした質問紙調査から」、『教育実践研究：富山大学人間発達科学研究実践総合センター紀要』（富山大学人間発達科学部附属人間発達科学研究実践総合センター）11巻、pp.115-122。

(文学研究科教授)

ABSTRACT

A New Horizon of Sovereign Education in Geography of Social Studies:
A Case of Geography at Junior High School

Kenji TSUTSUMI

In these days sovereign education in social sciences has been paid attention in Japan. Especially voting franchise and political right have become very important subjects of sovereign education. But also geographical issues could be the subject of the education. In the era of the Mega-Shrink of population, industry and economy, the importance of geography in sovereign education becomes bigger and bigger. In this article, at first, the author reviews earlier research papers, and puts them in order. After that the author shows one example of classes of geography which was made from the stand point of the sovereign education. He treated depopulated regions in Japan as somehow issued, and made pupils think about shrinking settlements whose conditions will be the same with many regions in near future, all over the Japan. As a sovereign a pupil will soon face to several kind of regional issues, then geography would be reliable discipline, because it can train pupil's abilities of research, analysis, solution and report about regional issues and phenomena.